

『楷定記』の成立過程と顯意の布敎活動

中 村 玲 太

一 はじめに

浄土宗西山深草義の大成者とされる道教顯意（二三八―一三〇四）には大部の著作群が残されているが、その中でも『觀無量壽經疏』（以下、『觀經疏』と略す）の注釈書である『觀經疏楷定記』（以下、『楷定記』と略す）三六卷は主著とされるものである。顯意『楷定記』は鎌倉期に著された数ある『觀經疏』の注釈書の中でも最も大部であると言いつても可い。しかし、この『楷定記』の成立過程について従来の研究において深く検討されているとは言いがたい⁽¹⁾。そこで本論でこの『楷定記』の成立過程について明らかにしたい。

二 『楷定記』成立過程の検討

（1）問答形式 『楷定記』は善導『觀經疏』の随文解釈であり、『觀經疏』の文に解釈を施した後にはほぼ必ず問答がなされている。問答形式で論述が展開されること自体は仏敎で

しばしば用いられる論述方法である。しかし、『楷定記』における問答形式はやや特殊であり、これを正確に把握することとは『楷定記』の性格を知る上で重要である。以下に、順に確認していききたい。まず問答形式であるが、「問」が用意された「答」を導くための予定調和的なものであることも少なくない。つまり、著述者が教義への導入として「問」を作っている場合が多々あると考えられる。対して『楷定記』の問答は「問」を顯意が用意、考え出したものでないことが認められる。これについて一例を確認すると、『散楷』卷二の問答において、「答曰、此何惑哉。豈前不言」（龍谷大学所蔵寛文版（以下、すべて同典拠）『散楷』二・九丁左）と答える箇所がある。これは「問」に対して逆に詰問しているのである。この「豈前不言」という答え方は『玄楷』卷四や『散楷』卷八などその他随所に見られる。「豈前不言」という答え方が、自問自答の形式の答え方だとは考えられない。また、問いを発する具体的な相手がいることを思わせる記述の一例として、

『散楷』巻九では、「尚有聞名即生之理。何況准依正教正理。……我今与汝論此事。即是一蓮同生因也」(『散楷』九・十二丁右(十三丁左)とある。注目すべきは「我今与汝論此事」とすることであり、顕意とそれに対する相手がいたことが分かる。

以上を総合して考えると、『楷定記』の成立において現実に顕意は誰かと問答を繰り広げ、その問答した内容はかなり原型を留めながら収録したものだと思われる(講義の忠実な記録を担う弟子がいたのであろう)。「楷定記」の成立の背景には、顕意が『観経疏』本文を随文解釈の形式で講義し、それに問答するという法会のようなものが行われていたと推察される。(講義→問答議論)という流れがあったことを彷彿とさせるものとして、『玄楷』巻五には、諸行本願に関わる問答をしばらく展開した後、「且止雜論、応积本文」(玄楷五・十七丁右)とする場面がある。議論が脱線してこうとするのを『観経疏』本文の解釈に戻そうとする顕意の姿が見てとれるのである。ただ、『観経疏』の講義が『楷定記』へと繋がったと思われるが、『楷定記』に引かれる引用は正確であり、全般において書名・巻数の明示がなされている。『楷定記』は『観経疏』講義の単なる筆録ではなく、その筆録を再構成する形で顕意は『楷定記』を著述したものだと考えられる。

(2) 割註 『楷定記』が単なる筆録ではなく、後に編集が加

『楷定記』の成立過程と顕意の布教活動(中村)

えられたことは『楷定記』における割註を検討することにより一層知られる。『楷定記』中の割註には、なぜ割註にする必要があるのか不明瞭なものが多い。この割註の意義を考察することが『楷定記』の編纂過程を知る上で重要であると考える。割註の一例を挙げると、善導『観経疏』序分義に定善示観縁を七つに分けて解釈する中の三と四について、『序楷』巻七において解釈を施すのであるが、その中に、「元照云、阿難多聞勸令持説。由在幽宮同聞尚少。縦在大會、亦須勸導、如觀仏経節節勸説山意令重述故預囑之。此似不見、地觀流通」(『序楷』七・九丁右)と元照『観無量寿仏経義疏』の見解を参照し、割註において私釈を加えている。一方で、『楷定記』同巻内に定善示観縁の四に釈を進めて、「次下観修得益、玄標韋提所得無生。結益意在結前、正宗起後流通。故今撰入勸持中耳。元照云、如来今者等並是付囑、阿難所説之詞等義勢相似矣」(『序楷』七・九丁左)と同『観無量寿仏経義疏』を今度は割註で引用している。前者の引用文中の割註は引用文とそれに対する顕意の私釈を見分ける役割とも考えられるが、後者の割註における元照の引用は不自然である。元照の上記二文の引用文は、元は「阿難多聞勸令持説。由在幽宮同聞尚少。後還耆山意令重述故預囑之。如来今者等並是付囑阿難所説之詞」とあり、連続する文である。このように連続する文をあえて本文と割註に分けて引用する意義が見当たらない。しかも、後者の引用文中の割註の中には元照の文証だけではなく、顕意の

『楷定記』の成立過程と顯意の布教活動(中 村)

一一六

私釈も加えられており、体裁を統一するのであれば前者の引用文と同じように本文Ⅱ引用文、割註Ⅱ私釈、と分けて提示すべきである。統一性のない本文と割註の使い分けをしていることが分かる。『楷定記』中には同一の巻内でありながら同經典や同人物の論書を割註や本文で引用する例は多数見られる⁽³⁾。先の例のように本文と割註には明瞭な役割分担が見られず、統一性のなさを考えると、文章の内容から判断して本文と割註の使い分けをしているとは考えられない。本文と割註の区別は論述の仕方や思想内容の問題ではなく、もっと外的な要因を考える必要がある。また、先の例のように本文と割註に元照を引用するなど本文と割註の役割が首尾一貫しているとは言えず、この本文と割註が同時に書かれたものであると考えるのはあまりにも不自然である。つまり、本文と割註の執筆には時間的な前後も考える必要がある。常識的に考えて、割註は後から付け加えられたということになる。

以上を考慮して、『楷定記』の本文、割註について考えられる区別は、本文が『觀經疏』随文講説の原型に近く、割註は講説当時に言及しなかった、言い足りなかったことを補足したものであるだろうか。上述に見たように『楷定記』は講説や問答の様子が如実に記録されており、当時の『觀經疏』の講説を忠実に残そうとするのが『楷定記』の編集方針だったはずである。だからこそ、講説当時に言及しなかった

が、『楷定記』執筆時に新たに得られた知見に関してには主に割註として挿入したものだ」と推察される。

(3) 問答相手 最後に、顯意における問答議論が具体的にどのような様相であったのか、その輪郭を明らかにしてみたい。そこで、問答相手の性格、立場について考察する。勿論、問答の相手は多数いたと考える方が自然であり、問答の相手の性格を一義的に決めるわけにはいかない。ただ、その一端を窺う問答がある。まず、『玄楷』巻九には「二乗心」の生・不生の問題を顯意が三義をもつて論じたのに対して、「問。如向所解、其義雖巧、經論說相未必如是。況平等經云、声聞衆中般涅槃去者無央數等。故知、所述他宗玄旨。不関今經今論所說分齊」(『玄楷』九・二十四丁右)とある。『平等覺經』の文証まで出して顯意の説を「他宗玄旨」として浄土教に関わらないものだとしている。これは問いの全文であり、問いというよりも顯意説への批評と言うべきものである。これが顯意を擁護する者の発言でないことは明らかである。

また、『定楷』巻七には、善導が『觀經疏』定善義に「親縁」を明かす中、「衆生憶念仏者、仏亦憶念衆生」とあるのに対して、「如母憶子。衆生聞名、信心纔發、即蒙遍知光攝之益」と解釈している。これに対する問いとして、「他經說、父母常念子、子不念父母。諸仏念衆生、衆生不念仏。今言衆生憶念仏、仏亦憶念、似乖聖言。亦非墮於自力宗乎」(『定楷』七・

八丁右(左)とある。これは他の經典によつて、衆生が仏を念ぜずとも仏が衆生を念ずることを示し、善導が「衆生憶念仏者、仏亦憶念衆生」と衆生が仏を憶念することを勧めるのに対して「聖言」に背き、「自力宗」に墮するものではないか、と疑問をあげている。善導批判にも繋がる間にも関わらず、「似乖聖言。亦非墮於自力宗乎」という問いの言葉に謙虚さはなく、善導を信奉する浄土宗内の者の発言とは考えられない。このような例から、『楷定記』における問答の相手は弟子以外、西山深草派に直接関係のない人物も多数含まれるのではないかと考えられる。

三 小結

『楷定記』の問答形式を検討した結果、明らかに自問自答形式ではなく、現実的に問いの相手がいたことが知られた。しかも、この問答の相手は派内に限らず、顕意を時には批判するような人物も含まれていて、問答議論が開かれたものであったことが了解できる。顕意の活動が自派の枠に止まらないものとして注目されよう。このような顕意の活動を鮮やかに筆録し、それを再構成して著されたのが『楷定記』だということになる。

1 『楷定記』成立の背景についてわずかではあるが言及するも

『楷定記』の成立過程と顕意の布教活動(中村)

のとして、湯谷祐三氏の見解がある。『顕意上人全集』巻一(浄土宗西山深草派宗務所、二〇〇三)の『当麻曼荼羅聞書』解題に「『聞書』にいう午前中の「談義」のごとき行為が、あるいは『楷定記』を生み出す土壌となっていたかもしれない」(四三九〜四四〇頁)とする湯谷氏の見解は非常に注目される。これは示唆的な見解があるが、ただ、これ以上の論及はない。

2 淘空『楷定記誤字考』には割註の誤挿入も問題にされているが、本論で言及した割註の箇所は特に淘空によつて特に問題にされてはいない(詳細は別稿に掲載)。また、割註が顕意の記したものであることは、『玄楷』巻一に「就中、頓教一乘海句若欲広解応有別章」とするのを割註で「先年所記、未最治之」とすることから知られる。これは顕意の自著である『菩薩藏頓教一乘海義要決』への言及であり、この著作者以外が「先年所記、未最治之」と言及するのはあまりにも不自然である。これは一例ではあるが、この割註だけが顕意の記すものだと考える積極的な理由も見当たらない。

3 詳細は別稿に記すが、本論で述べた本文・割註の不自然な用例は多数ある。書写の過程などで「たまたま誤って」割註に変更されたと考え得る妥当な数を超えており、割註の不自然な形態の理由は本論のように考えるべきである。

〈キーワード〉 浄土宗西山深草義、道教顕意、『楷定記』

(東洋大学大学院)